



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載した、市が主催するイベントなどについては、新型コロナウイルス感染の防止対策を講じたうえで開催します。なお、中止・変更になる場合がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。



会議の開催

●第2回八潮市都市計画審議会の傍聴

日11月14日(月) 午前10時～
場市役所第2会議室
内草加都市計画生産緑地地区の変更、特定生産緑地の指定、草加都市計画土地地区画整理事業の変更、草加都市計画地区計画の変更、八潮市都市計画マスタープランの改定について
定5人(当日先着順)
問都市計画課 ☎ ☎270

●第3回八潮市自治基本条例検証委員会の傍聴

日11月24日(木) 午前10時～正午
場八潮メセナ会議室
内八潮市自治基本条例の検証について
定10人(当日先着順)
問市民協働推進課 ☎ ☎328

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は著しく人権を侵害するものです。このような暴力の根底には、女性の人権への軽視があります。この機会に男女のあり方を見直し、より良い男女共同参画社会をつくっていきましょう。
※11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」
問人権・男女共同参画課 ☎ ☎811



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

日11月18日(金)～24日(木) 午前8時30分～午後7時(19日・20日および23日は午前10時～午後5時)
内女性をめぐるさまざまな人権問題についての電話相談
専用電話 ☎0570-070-810
相談担当者 法務局職員、人権擁護委員※秘密は厳守します。
問さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048-859-3507

八潮市特別人権相談所開設

日12月8日(木) 午前10時～午後4時
場市役所第2会議室
内あらゆる場面における人権に関する相談
相談担当者 人権擁護委員
※法務大臣から委嘱され、国民の基本的な人権が侵害されないように監視し、侵害があった場合には、適切な処置を講ずること

によって救済を図ります。
問人権・男女共同参画課 ☎ ☎811

2023年版埼玉県民手帳の販売

日12月16日(金)まで 午前9時～午後5時
場企画経営課
※市内の一部のコンビニエンスストアなどでも取り扱っています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
内▼色=ネイビー、ペールグリーン(月間予定表部分升目式)
▼規格=14センチメートル×9センチメートル
費600円(税込)
問企画経営課 ☎ ☎233



12月3日～9日は『障害者週間』

問障がい福祉課 ☎ ☎453

「障害者週間」は、障がいや障がいのある人についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人がさまざまな分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法で定められた週間です。

私たちの生活の中では、障がいについて知らないために、結果的に障がいのある人に不自由や不快な思いをさせてしまうことがあります。障がいのある人とない人がお互いに尊重し、支え合う「共生社会」の実現のために私たちができることを考えてみましょう。

ヘルプマーク・ヘルプカードの配付

市では、周囲の方からの援助が得られるよう、障がいのある方などに「ヘルプマーク」や必要な支援や緊急連絡先などを書き込んで携帯できる「ヘルプカード」を配付しています。

希望の方は、障がい福祉課窓口でお申し出ください。



令和4年度コミュニティ助成事業

新田町会では、(一財)自治総合センターが宝くじの収入を財源に交付している助成金を受けて、スピーカーやマイクなどの備品を購入しました。

なお、購入した備品は、町会のコミュニティ活動事業で使用します。

問市民協働推進課 ☎ ☎465



ストップ!滞納一市民税・県民税

多くの市民が市税を早期に納付しています。また、県と県内全市町村では、「ストップ!滞納」を合言葉に、徴収を強化しています。

問納税課 ☎ ☎330

市では、10月から12月までを滞納整理強化期間として定め、財産調査や差押えなどに重点的に取り組みます。未納の方は、早急に納付してください。

なお、特別な事情により納付困難な方は、納税課までご相談ください。

